

ドライブレコーダーに記録された画像の提供に関する協定書

半田市（以下「甲」という。）、阿久比町（以下「乙」という。）、東浦町（以下「丙」という。）、南知多町（以下「丁」という。）、美浜町（以下「戊」という。）、武豊町（以下「己」という。）及び半田警察署（以下「庚」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が管理する車両に搭載されたドライブレコーダーに記録された画像（以下「画像」という。）を、庚に提供する際の協力事項を定めるとともに、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が、ドライブレコーダーを活用することにより、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、犯罪、交通事故又は住民の安全を脅かす事案が発生し、当該事案の解明のために庚から法令等の規定に基づく依頼があった場合は、画像の提供及び保存に協力するものとする。

2 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、日常業務を通じ、ドライブレコーダーを活用した防犯及び交通安全活動を推進するとともに、庚は、当該活動が効果的に行われるように協力するものとする。

（秘密の保持）

第3条 庚は、本協定の運用に際して、正当な理由なく業務上知り得た個人情報をみだりに他に洩らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第4条 画像は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）、半田市個人情報保護条例（平成18年半田市条例第1号）、阿久比町個人情報保護条例（平成15年阿久比町条例第29号）、東浦町個人情報保護条例（平成20年条例第40号）、南知多町個人情報保護条例（平成18年南知多町条例第5号）、美浜町個人情報保護条例（平成18年美浜町条例第32号）、武豊町個人情報保護条例（平成19年武豊町条例第3号）その他の法令等を遵守のうえ、取り扱うものとする。

（期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から適用し、有効期間は1年とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚のいずれからも申出がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後この例とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議して別に定めるものとする。

2 本協定の成立を証するため、本書を7通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月14日

甲 半田市 長

神原 純



乙 阿久比町 長

竹内 浩



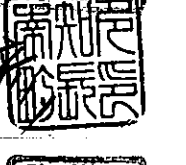
丙 東浦町 長

神谷 明



丁 南知多町 長

石黒 和



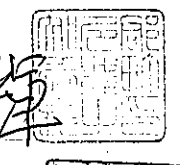
戊 美浜町 長

神谷 信



己 武豊町 長

叔山 芳輝



庚 半田警察署 長

若杉 宣

